

平成28年9月1日

東海労務保険事務所
労働保険事務組合
西三河労務管理センター

かんたんな労務知識

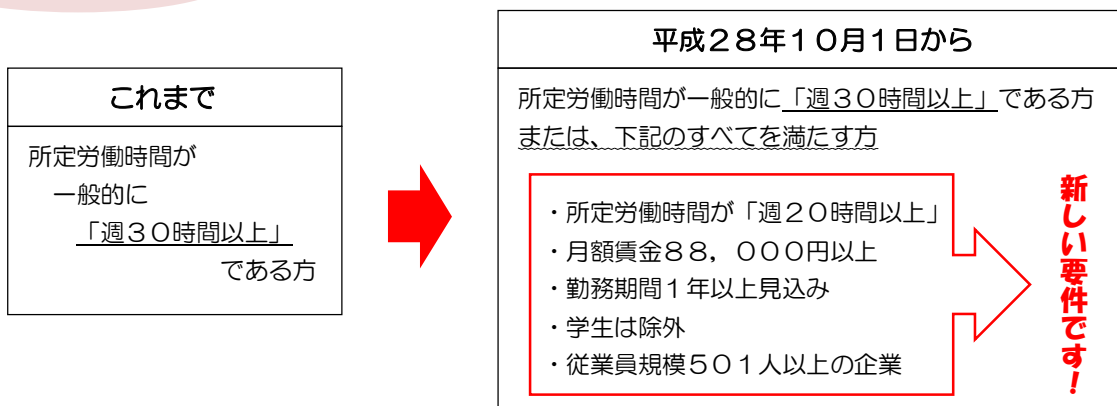
朝夕、過ごしやすい日が増えてきましたが、日中はまだまだ暑いですね。

今回は、すでにニュース等でご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、この秋より変わることを少しご案内致しますのでお付き合い下さい。

～ H28年10月1日から、社会保険の加入対象が広がります～

この10月1日より社会保険の適用基準が拡大されます。今まで、加入の対象とならなかったパート・アルバイトの皆さんも、社会保険へ加入するケースが増えそうです。

社会保険の加入基準



当面は、501人以上の企業に限定されての適用拡大ですが、H31年9月までに更なる適用範囲の拡大について検討が進められるとのことです。



～ H28年8月1日から、介護休業給付金の支給率が変わっています～

介護休業給付金とは? ご家族の介護で仕事を長期間休まなければいけないとき、雇用保険から支給される給付金です。(要件があります。)

支給率は? 休み始める前6カ月間の賃金を平均して、**67%**が支給されます。(今までは40%)



従業員さんでご家族の介護の為に、仕事をお休みされる方はいらっしゃいませんか？
よろしければ制度の説明を致しますので、ぜひ当方にご相談下さい。

～ その他の変更事項です～



最低賃金がH28年10月1日から変更になります。(820円 ⇒ 845円)
別紙にて詳しくご案内しておりますのでご確認ください。



厚生年金料率がH28年9月分より変更になります。
ただし、実際のお給料から控除する金額を変更して頂くのは、ほとんどの事業所様において10月支払分からになります。
個別に、保険料改定のお知らせを当方より郵送させていただきますので、ご確認くださいませようお願い致します。

上記内容でご不明な点は、ぜひ当方までお問い合わせ下さい。

詳細は、東海労務保険事務所まで

TEL (0564) 53-0656